

特集：農作物の獣害対策

鳥獣被害の現状と今後の対策について

農林水産省生産局農産振興課 西ノ坊 嘉 治

Ⅰ 野生鳥獣被害の現状

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加などに伴い、鳥獣による農林水産業にかかわる被害は、中山間地域などを中心に全国的に深刻化している状況です。

2006年度における野生鳥獣による農作物被害金額は、全国で196億円となっており、このうち鳥類による被害金額が61億円（全体の約3割）、獣類が135億円（同7割）となっています。特に、イノシシ・シカ・サルによる被害金額が獣類被害額の約9割を占めています。作物別の被害金額は、果樹が約60億円、稲が約43億円、野菜が約42億円となっています（図-1）。

被害が拡大している要因としては、集落などにおける過疎化・高齢化等による里地里山における人間活動の低下、生息環境としての森林などの管理の粗放化、狩猟者の減少などによる狩猟圧の低下、餌場や隠れ家となる耕作放棄地の増加、少雪化傾向による野生鳥獣の生息域の拡大等の複合的な要因が重なりあって生じてきていると考えられます。

鳥獣による農林水産業などにかかわる被害は、農林漁

業者の営農意欲低下などを通じて、耕作放棄地の増加などをもたらし、さらなる被害を招く悪循環を生じさせております。これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしてきているとともに、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向となっています。

Ⅱ 被害防止対策の考え方

野生鳥獣による農作物等被害を防止するためには、まず第一に、被害を引き起こす要因を把握したうえで被害防止対策をとるとともに、人の生活活動域と野生鳥獣の生息域が重なりあわないよう、人と野生鳥獣の棲み分け対策もあわせて進めていくことが必要です（図-2）。

このためには、①捕獲などによる個体数調整、②鳥獣が集落内の農作物などを餌として依存しない環境づくり、追い払い対策、広域的な防護柵の設置などによる被害防除、③住居や農地周辺の鳥獣の隠れ場となるような藪の刈り払い、緩衝帯の設置、里山の管理などの生息環境管理の対策を総合的に進めることが重要です。

さらに、これら対策を実施するうえにおいては、個々の被害農家などによる点的な取組ではなく、各被害地域の住民が一体となった、地域ぐるみでの広域的な被害防

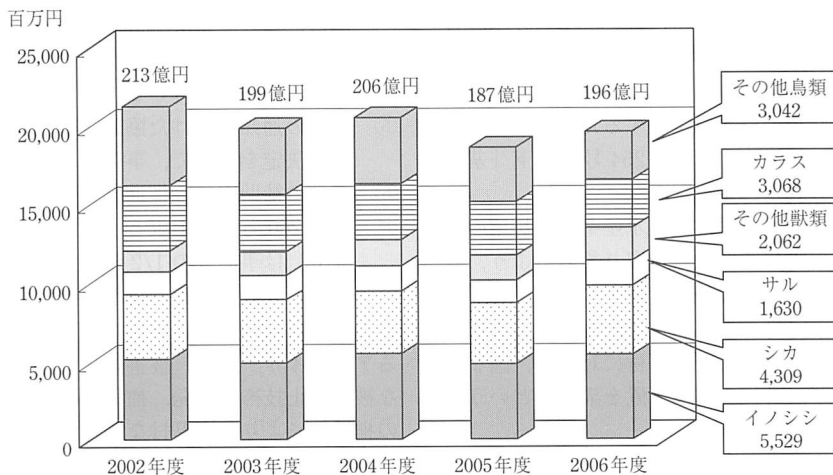


図-1 野生鳥獣による農作物被害金額の推移（農林水産省調べ）

The Current State of the Wildlife Damage to Farm Products. By Yoshiharu NISHINOBU

(キーワード：鳥獣害，被害対策，鳥獣被害防止特措法)

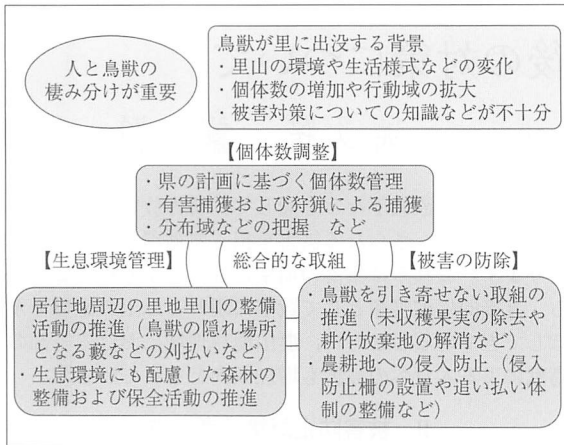


図-2 鳥獣被害防止対策の基本的な考え方

止対策に取り組むことが必要です。

III 鳥獣による農林水産業などにかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律の制定

鳥獣被害の深刻化・広域化に伴い、農林水産物被害に留まらず農山漁村の生活や暮らしにも大きな影響を与えている状況などを踏まえ、被害現場に近い市町村が主体的に被害対策に取り組むことができるよう、鳥獣による農林水産業などにかかわる被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展および農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という）が 2007 年 12 月に成立し、08 年 2 月 21 日に施行されました。さらに同日、同法第 3 条に基づき、農林水産大臣が定める鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成 20 年農林水産省告示第 254 号。以下「基本指針」という）が公表されました。

この鳥獣被害防止特措法は、農林水産業被害対策の中心となる市町村が、主体的に対策に取り組めるよう、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を策定し、この基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成するとともに、被害防止計画を作成した市町村に対して、国などが財政上の措置など、各種の支援措置を講じるという内容です。

被害防止計画を作成した市町村に対する具体的な支援措置としては、

- ① 市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限行使を希望する場合、都道府県に権限委譲を申し出ることができる

- ② 地方交付税の拡充、補助事業による支援などの財政上の支援
- ③ 被害防止対策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することができること、民間の隊員は非常勤の公務員とすること、捕獲隊員について狩猟税の軽減など措置等の支援が講じられます。

IV 農林水産省における鳥獣害対策への取組方向

農林水産省においては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における被害防止計画の作成を推進し、この被害防止計画に基づき、市町村など地域が実施する、捕獲機材の導入などによる個体数調整、侵入防止柵の整備などの被害防除、緩衝帯の設置などの生息環境管理の総合的な取組をソフト面・ハード面から支援するため、2008 年度予算において鳥獣害対策関連の予算を大幅に拡充強化し、「鳥獣害防止総合対策事業（概算決定額 28 億円）」を創設し、市町村など地域における被害防止対策の取組支援の強化を図ることとしています。

鳥獣害防止総合対策事業の主な概要は、

- ① 事業実施主体は、市町村などの関係機関で構成する地域協議会です。
- ② 事業に取り組む場合は、市町村において鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画などが作成されていることが要件です。
- ③ 協議会は、毎年、各年の取組内容を記載した事業実施計画書を作成し、地方農政局などに事業の申請を行います。この事業実施計画には、被害防止計画を添付して提出することが必要です。
- ④ 国は、この事業実施計画内容の計画性、総合性や広域性などについて審査を行い、優先度の高いものから事業の採択を行います。
- ⑤ 採択の通知を受けた協議会は、交付金の交付申請・交付決定を受けて、事業に取り組みます。
- ⑥ 事業の補助率は、推進事業（ソフト）は 1 市町村当たり 200 万円を上限とする定額補助、整備事業（ハード）は事業費の 1/2 以内を交付します。

このほか、被害対策の指導に当たる技術指導者の育成のための研修の実施、被害対策の専門家を登録・紹介するアドバイザー制度、被害防止マニュアルの作成、新たな被害防止技術の開発、捕獲鳥獣の地域資源への利活用の推進等により、市町村など地域における被害防止対策への取組支援を図ることとしています。

これらの詳しい内容については、農林水産省の HP をご覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/cyoju/index.htm>